四　法第三十九条の七第一項（法第三十九条の八第二項において準用する場合を含む。）、法第三十九条の七第三項（法第三十九条の八第三項において準用する場合を含む。）、法第三十九条の十六第一項（法第三十九条の十七第二項において準用する場合を含む。）、法第四十九条の八第一項（法第四十九条の九第二項及び法第四十九条の三十一第二項において準用する場合を含む。）又は法第五十六条の六の五第一項（法第五十六条の六の六第二項及び法第五十六条の六の二十二第二項において準用する場合を含む。）に規定する調査に関する事項

五～十一　［略］

2　［略］

備考　表中の［　］は注記である。

（コンビナート等保安規則の一部改正）

第七条　コンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章～第七章　［略］	第一章～第七章　［略］
第七章の二　認定高度保安実施者等（第四十九条の七の二―第四十九条の七の十六）	［新設］
第七章の三　［略］	第七章の二　［略］
第八章　［略］	第八章　［略］
附則	附則
（圧縮天然ガススタンドに係る技術上の基準）	（圧縮天然ガススタンドに係る技術上の基準）
第七条　製造設備が圧縮天然ガススタンドである製造施設における法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるもののほか、第九条から第十一条までに定めるところによる。ただし、製造設備が製造施設の外部から圧縮天然ガスの供給を受ける圧縮天然ガススタンドである製造施設であつて、次項各号に掲げる基準に適合しているものについては、この限りでない。	**第七条**　製造設備が圧縮天然ガススタンドである製造施設における法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるもののほか、第九条から第十一条までに定めるところによる。ただし、製造設備が製造施設の外部から圧縮天然ガスの供給を受ける圧縮天然ガススタンドである製造施設であつて、次項各号に掲げる基準に適合しているものについては、この限りでない。
一～四　［略］	一～四　［略］
五　燃料装置用容器に圧縮天然ガスを充塡するときは、充塡設備に過充塡防止のための措置を講ずること。	五　圧縮天然ガスを燃料として使用する車両に固定した容器に当該圧縮天然ガスを充塡するときは、充塡設備に過充塡防止のための措置を講ずること。
六～八　［略］	六～八　［略］
2　製造設備が製造施設の外部から圧縮天然ガスの供給を受ける圧縮天然ガススタンドである製造施設に係る前項ただし書の基準は、次の各号に掲げるものとする。	2　製造設備が製造施設の外部から圧縮天然ガスの供給を受ける圧縮天然ガススタンドである製造施設に係る前項ただし書の基準は、次の各号に掲げるものとする。
一～八　［略］	一～八　［略］
九　ディスペンサーには、燃料装置用容器の最高充塡圧力以下の圧力で自動的に圧縮天然ガスを遮断する装置を設け、かつ、漏えいを防止するための措置を講ずること。	九　ディスペンサーには、充塡車両に固定した容器の最高充塡圧力以下の圧力で自動的に圧縮天然ガスを遮断する装置を設け、かつ、漏えいを防止するための措置を講ずること。
十～十八　［略］	十～十八　［略］
十九　燃料装置用容器に圧縮天然ガスを充塡するときは、充塡設備に過充塡防止のための措置を講ずること。	十九　圧縮天然ガスを燃料として使用する車両に固定した容器に当該圧縮天然ガスを充塡するときは、充塡設備に過充塡防止のための措置を講ずること。
二十～二十一　［略］	二十～二十一　［略］